

## 税務署からのお知らせ

### 1 申告書は、自分で作成して、お早めに!

平成29年分の「所得税及び復興特別所得税」並びに「贈与税」の確定申告書の提出期限は3月15日(木)、「消費税及び地方消費税」(個人事業者)の確定申告書の提出期限は4月2日(月)です。

期限間近になりますと、税務署は大変混雑しますので、確定申告書は「前年の申告書控え」や「確定申告書の手引き」を参考にご自分で作成し、お早めに提出してください。

確定申告書は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成し、印刷して郵送等により提出することができます。

「確定申告書等作成コーナー」には、給与所得や年金所得のみの方専用の初めての方でも操作しやすい画面もありますので、是非ご利用ください。

また、「確定申告書等作成コーナー」はタブレット端末からもご利用いただけます。

※タブレット端末からは、パソコンで利用可能なe-Taxでの送信など一部の機能が利用できませんので、申告に当たっては、申告書を印刷して郵送等により提出してください。

なお、税務署にお越しの際には、申告書の作成に時間がかかりますので、午後4時までにお越しください(会場が混雑している場合には、受付を早めに締め切ることがあります)。

### 2 医療費控除の明細書の添付が義務化されました。

平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。

医療費控除の明細書には、医療を受けた人ごと、病院・薬局ごとに医療費を合計して記載する必要があります。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、医療費控除の明細書や確定申告書を作成することができますので、是非ご利用ください。

医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります(税務署から求められたときは、提示又は提出しなければなりません)。

### 3 確定申告書にはマイナンバーの記載が必要です!

申告をする方や扶養親族の方などのマイナンバーの記載が必要です。

また、マイナンバーを記載した申告書を提出する都度、申告者ご本人の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です(控除対象配偶者、扶養親族及び事業専従者などの本人確認書類は不要です)。

※平成30年1月以降、一部の手続について、番号確認書類(通知カード等)の提示又は写しの添付を省略することができます。

詳しくは、こちら(<https://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm>)をご覧ください。

※e-Taxで申告書等を送信すれば、本人確認書類の提示又は写しの提出は不要です。

【本人確認書類の例】

例1 マイナンバーカード

例2 通知カード+運転免許証、公的医療保険の被保険者証など

### 4 復興特別所得税の記載漏れにご注意ください

東日本大震災からの復興を図るための施策に必要な財源を確保するため、平成49年分まで、復興特別所得税(原則として各年分の所得税額の2.1%)を所得税と併せて申告・納付することとされています。

確定申告書の作成に当たっては、「復興特別所得税額」欄の記載漏れのないようご注意ください。

なお、還付申告の方も含め、申告される全ての方について「復興特別所得税額」欄の記載が必要となります。

### 5 公的年金等を受給されている方へ

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合は、所得税及び復興特別所得税の確定申告が不要です(外国の制度に基づき国外において支払われる年金など源泉徴収の対象とならない公的年金等の受給がある場合を除きます。また、源泉徴収された税額の還付を受ける場合などは、確定申告書を提出することができます)。

税務署へ確定申告書を提出する必要がない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。

住民税に関する詳細は、お住まいの市町にお尋ねください。

函館税務署 函館市中島町37番1号 ☎0138-31-3171(代表)



法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

さらに詳しくはWEBへ

イータックス

検索